



臺灣經營論

臺灣總督府民政長官 後藤新平

臺灣の我領土に歸してより茲に八年、其施政の方針に對する世上の批評論難も、從つて幾變遷を経過したるか、多くは皮相偏見の説、之れが先入主となりて、臺灣の真相を没却するもの十中の八九に居る、實に遺憾なりと云はざるべからず。世の所謂豫斷的批評を試むるの徒輩、自ら其誤謬に陥ることを悟らざるのみならず、延て世人をして五里霧中に彷徨せしむ。果して然らば臺灣の真相を誤解するもの、實に斯の豫斷的批評の過より來れるもの多し。世の所謂豫斷的批評家は眞正の批評家にあらず。故に其論難批評する所、多くは正鵠を得ざること勿論、往々自己の偏見、我意を主張するに熱中し、其結果事物の本末を誤り、理非の顛倒を悟らざるもの尠なしとせず。然りと雖も、彼の豫斷的批評家にして、若し其智識能く古來殖民上の歴史に通曉し、東西諸國の殖民事業に精達なる人ならしめば、其批評たるや假令豫斷的ならしむるも、亦正鵠を失せざるに庶幾からむ。然るに古來本邦人は斯の經驗に乏しく、且つ殖民的思想に於て、幼稚の境涯にあるもの、如何ぞ殖民事業即ち少なくとも、新領土の經營に向つて、其

豫斷的批評を下だすことの妄且つ誣に陥らざらむや。然れども吾人は決して斯の豫斷的批評すらも、拒否するものにあらず。斯等の批評や、假令本末眞偽の當を失するものあるにせよ、新領土の經營に對して、世人が大に批評せんとするの勇氣に謝意を表せざるを得ず。然るに近來に至りては、斯の批評に一步を進め、一二臺灣の事實に依據し、批評を試みんとするもの散見するに至りたるが、其多くは臺灣に於ける事業の失敗家と、不平家の言に依りて、批評の論據を立つるが故に、概して誤謬に陥らざる者なきは頗る遺憾とする所なり。然れども近來世人が幾分の事實に依りて、批評を試みんとするの傾向を呈したるは、甚だ喜ぶべき現象なりと雖も唯如何せむ其批評たるや、固より妄なるが故に、吾人は切に之を辨正するの必要を感知せずばならず。吾人の希望する所は、獨り世の批評家に向つて、眞正の批評を試みられむことのみならず、國民一般に對しては、殖民的思想を大に發達養成せざるべからずとする者なり想ふに廿世紀の舞臺は、全く殖民的競争時代に屬するものと云ふべく、列國が雄を其間に張らむとする、必ずや殖民事業の興起を以て、其根基を定めざるを得ず。然らば彼の英、米、獨等の諸國に於て、其殖民事業に成功の基礎を置かむとするの深意を察知するに難からず。斯くて殖民事業に成功するものは榮へ、否らざるものは衰ふること、何人も之に疑義を挿まざる所、我帝國の大勢より考究するも、殖民事業は實に今日の急務、國家千歳の大計なりと云ふも、決して誣言にあらざるなり。蓋し世界に於ける人口蕃殖の結果、殖民事業の發達を來たせ

ることは、争ふべからざる事實にして、帝國が比年増殖する人口の過剩上より考ふるも、殖民事業が如何の程度まで必要缺くべからざるかは、識者を俟ちて後に知らざるなり。然るに帝國々民の殖民的思想に乏しきや、殆んど豫想外に出づるものあり。今日堂々たる政治家を以て自任するものにして、口を開けば即ち曰く、臺灣國庫補助金の多額なる、何を以てか、母國は久しく之が負擔に堪ゆる所ならむや。又曰く臺灣領有以來既に八箇年、國庫の補助は前記の如く、而かも治績果して見るべきものありしか、又曰く此年月と此經費を投じたるに拘はらず、其成績面白からずとせば、臺灣領有は果して帝國の得策なるや否や如何と。實に十九世紀の中葉、殊に其の上半に於て、一時英國政治家が、香港其の他の新殖民地に對し、餘りに本國政府負擔の過大なるに嘆きたる前世紀的舊夢をば、廿世紀の初項、而かも東亞先進唯一の帝國を以て任する我國政治社會に於て、再演するは、要するに我國民の一般殖民思想、即ち世界的思想の缺乏に座するものにして、眞に邦家の爲め痛嘆すべきことなりと云はざるべからず。請ふ吾人をして、前記の疑問に對し、少しく其妄を辨せしめよ、蓋し前記の疑問は彼此相關聯すと雖も、之を約言せば、過去の臺灣は如何なる治績を擧げしか、現在は果して如何に云ふに外ならず、從つて之を疏明せば、總ての疑問は、自ら氷然解釋せらるべし。去れば吾人は先づ過去及び現在の臺灣に於ける治績を述べ、更に進んで將來臺灣第二期事業公債の起さるべからざる所以を論ずる所あらむとす。吾人は過去の治績を叙するも、徒らに之を空論の上に試みざるべし。即

ち冷靜なる統計數字を以て、之を立證せんと欲す。

抑々臺灣の歲計、就中行政費總額は、明治廿九年度以降明治三十四年に至る六ヶ年間に於て、九千七百八十六萬圓、而して其費途及年度區分等を表示せば左の如し。

自廿九年度至廿四年度		臺灣歲入	
區分	金額	區分	金額
總督府	二十九年度 九百六十五萬圓	廿九年度	二百七十一萬圓
鐵道	三十一年度 千四百九十七萬圓	三十年度	五百三十二萬圓
港務	三十二年度 千七百九十一萬圓	卅一年度	八百二十五萬圓
其他	三十三年度 二千三百三十萬圓	卅二年度	千一百七十五萬圓
其他	三十四年度 二千四百五十四萬圓	卅三年度	千四百九十萬圓
合計	九千七百八十六萬圓	卅四年度	千六百三十七萬圓
國庫補助	廿九年度 六百九十四萬圓	合計	五千九百三十萬圓
公債	卅一年度 五百九十六萬圓		
其他	卅二年度 三百九十八萬圓		
合計	二千四百八十六萬圓		

依是觀之、前記行政費總額九千七百八十六萬圓より、臺灣領有以來の歲入總額五千九百三十萬圓、並に明治三十四年度ま

でに使用すべき公債金總額千三百七十萬圓、合計七千三百萬圓を、控除する時は、實に行政費として、國庫より補充を受けたる總額は、僅かに二千四百八十六萬圓に過ぎず。而かも亦明年度の豫算は、即ち國稅千四百四十萬圓、地方稅百九十七萬圓、合計千六百三十七萬圓の積算たり。然らば若し之を前記の國庫補充金の總額二千四百八十六萬圓に比例するときは、無慮六割六歩に當り、行政費、軍事費總額一億八千八百二十萬圓の中より、臺灣歳入五千九百三十萬圓を控除したる殘額、一億二千八百八十二萬圓に比例すれば、一割三歩に當るべき算數なり。且つ夫れ領有以來、鐵道、築港、電信等の建設、其他營繕工事に使用したる總額三千七百二十二萬圓、而して斯の内公債支辨に屬するもの、千三百七十萬圓を控除し、更に國庫補充金の二千四百八十六萬圓より右殘額千七百二十二萬圓を控除するときは、全然行政費に消費したるもの實に七百八十四萬圓に過ぎず。視よ領有以來僅かに六閱年、母國を煩はすと二千四百八十六萬圓に過ぎず。而かも純然たる行政費は實に七百八十四萬圓に過ぎずして、以て今日の治績を見たるもの、列強の殖民地中、果して其例あるか、是吾人の敢て聽かむと欲する所なるも、不幸未だ之を耳にする能はざるを悲む。以て臺政治績一斑は、之を察知するに難からざるべし。

曩きに第十三議會に、所謂總督府二十年計畫經費六千萬圓を提出するや、當時朝野の有志は、之に批難攻撃を加へて曰く、現總督、現民政長官は就職以來、僅かに半歳を経るに過ぎず。而かも斯かる二十年に亘る大計畫を爲す。其粗笨杜撰知るべきのみ。議會は宜しく慎重なる調査を遂げ、然る後ち之を否

認せざるべからず。斯の批難の渦中に立ちたる總督府は、萬難を排して、極力是れが成立に努めたる結果、帝國議會は之を三千五百萬圓に減額したり。夫れ斯の如く不信任の間、辛ふじて成立したる二十年計畫は、年を閱する既に四度、而して斯の計畫は果して失敗せしか、成効せしか、冷かなる數字の吾人に指示する所によれば、即ち三十二年に於ける豫定歳入は千二百萬圓なりしに、實收は千四百萬圓に達し。又三十三年に於て千三百萬圓の豫定なりしもの、實收千五百萬圓を得。又三十四年度に於て千一百六十萬圓なりしもの、千六百萬圓以上の實收を見たり。吾人は茲に二十九年以降三十四年度に至る、臺灣歳入の遞増、及び國庫補充金遞減の狀況を表示して、之を明白にせんと欲す。

歳入總額	國庫補充金	比較▲増△減
二九年	二、七二〇、〇〇〇	六、九四〇、〇〇〇
三〇年	五、三二〇、〇〇〇	四、二三〇、〇〇〇
三一年	八、二五〇、〇〇〇	六四〇、〇〇〇
三二年	一、七五〇、〇〇〇	四、二七〇、〇〇〇
三三年	一、四九〇、〇〇〇	一、四五〇、〇〇〇
三四年	一、六三七〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
合計	五九三〇〇、〇〇〇	二四、八六〇、〇〇〇

前表に依りて之を觀れば、當初六千萬圓の經費を政府に要求し、朝野の非難に逢ふて、遂に三千五百萬圓に減額せらるゝに至りたる總督府の二十年計畫は、果して粗笨杜撰なるや否や、吾人は重ねて辨明の勞を執るの必要あらざるべし。翻つて母國々民の利益、即ち臺灣領有以來母國々民の享有したる利益如何を考察するに、其標準は明治三十年より三十

四年度に至る臺灣内地間の貿易額に注目せざるべからず。即ち左の如し。

明治三十年	三十二年	三十三年	三十四年
輸 入	輸 入	輸 入	輸 入
三、七四〇、〇〇〇	三、七八〇、〇〇〇	四、四八〇、〇〇〇	八、七二〇、〇〇〇
輸 出	輸 出	輸 出	輸 出
二、一一〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、七七〇、〇〇〇	一、七八〇、〇〇〇
合計	合計	合計	合計
五、八五〇、〇〇〇	四、九六〇、〇〇〇	六、二五〇、〇〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇
此一割五分	此一割五分	此一割五分	此一割五分
八八〇、〇〇〇	七三〇、〇〇〇	九二〇、〇〇〇	一、五七〇、〇〇〇
累 計	累 計	累 計	累 計
五七、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	三、一七〇、〇〇〇
此一割五分	此一割五分	此一割五分	此一割五分
八、五六〇、〇〇〇	一、二七〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一、六二〇、〇〇〇

即ち明治三十年度乃至三十四年に於て、内地臺灣貿易額、五千七百十萬圓、之を極めて内輸に見積ると雖も、此内約一割五分は母國々民の收得せし利益と見做すこと、決して不當にあらざるべし。然れども斯の外樟腦專賣法實施の結果、母國

々民の利せし額、約百十五萬圓、即ち前後通算せば、九百七十一萬圓に達すべし。然るに前記の貿易額五千七百十萬圓は、税關に於ける重要貨物の調査なれば、實際に於ては少なきとも、尙二割の脱漏あるは疑を容れざる所なるべし。故に誠之を増加して、右貿易額を推算せば、約六千八百五十二萬圓の總額を見るに至り、此の一割五分即ち千二十八萬圓は母國々民の利益に歸したりと云ふも、亦何ぞ不可ならむ。之に加ふるに樟腦價格増進の利益金百十五萬圓を加算するときは、其總額實に千四百三十三萬圓の多額に上るに至るべし。論じて茲に至れば母國々民は不知不識の間、臺灣より多大の利益を收得しつゝあるを知るに難からず。

今試みに臺灣領有の翌年、即ち明治二十九年より、三十四年度に至る六年間の國庫補充金總額二千四百八十六萬圓に對し、内地間の貿易及び樟腦專賣より、内國民の得たる利益を比較せば左の如し。(但し單位一千圓)

國庫補充金	内地貿易より得たる利益額	樟腦專賣の爲め内地國民の得たる利益額	利益合計	國庫補充金に對する割合
二九年	六、九四〇	一、〇五〇	八、〇〇〇	〇・一一一
三〇年	五、九六〇	一、五三〇	七、四九〇	〇・一二六
三一年	三、九八〇	二、一〇〇	六、〇八〇	〇・一五二
三二年	一、七五〇	二、二八〇	四、〇三〇	〇・二二九
三三年	一、四九〇	二、一八〇	三、六七〇	〇・二四九
三四年	一、六三七〇	一、一五〇	二、八二〇	〇・一七三
合計	二四、八六〇	一、一五〇	二六、〇一〇	〇・一八二

前表に依れば、母國々民は明治三十年以來、國庫補充金に對し、年々八歩乃至一割五分強の利益を獲得しつゝあること、

明白なる事實にして、斯の國庫補充金は徒らに空費せられたるものにあらずして、相當なる利潤を生じ、運轉せられたるを知るべし。而して其利潤は母國々民の年々收得しつゝあるに拘はらず、猶母國々民は此補充金に對し、嗚々するの權利ありと云ふか、吾人は實に其意の所在を知るに苦まざるを得ず。

然り而して、臺灣財政の獨立に至りては、國庫補充金年割額と貿易及び樟腦專賣價格増進の爲め、内地國民の得たる利益とを比較して、之を觀察せば、其真相を識知するに十分なるを得べし。即ち左表の如し。

年 度	國庫補充金	内地貿易及樟腦專賣の爲内地國民の得たる利益	補充金に對し貿易の利益△過△不足
自二十九年	一、九一〇、〇〇〇圓	一、〇五〇、〇〇〇圓	△一、八六〇、〇〇〇圓
三十一一年	三、九八〇、〇〇〇圓	一、五三〇、〇〇〇圓	△二、四五〇、〇〇〇圓
三十二二年	三、〇〇〇、〇〇〇圓	二、一八〇、〇〇〇圓	△八二〇、〇〇〇圓
三十三三年	二、五九〇、〇〇〇圓	二、八九〇、〇〇〇圓	△三〇〇、〇〇〇圓
三十四四年	二、三八〇、〇〇〇圓	三、七八〇、〇〇〇圓	▲一、四〇〇、〇〇〇圓

想ふに母國は明治二十九年乃至三十二年間に於て、國庫の補充は猶母國々民の得る利益を超過せりと雖も、越へて三十二年年度即ち二十年計畫の第二年に至るや、國庫は二百五十九萬圓を補充したるに、貿易及び樟腦專賣に於て、二百八十九萬圓を利し、差引き母國は尙三十萬圓の利益超過を見、又三十四年度に於ては二百三十八萬圓の補充に對し、三百七十八萬圓を利し、差引き百四十萬圓の利益超過を見たり。即ち此の比例は五割八分に相當す。果して然らば、臺灣の財政は既に

業に獨立し居ること、明々白白敢て疑を容れざるにあらずや。

且つ夫れ論すべきは臺灣の貿易とす。世人或は難じて曰く、臺灣貿易の逆勢、今や頂點に達せり。即ち是れ臺灣統治の方針其當を得ざる徵證なりと。請ふ吾人をして少しく之を論せしめよ。夫れ臺灣の貿易、就中臺灣外國貿易の年々減少せるは事實にして、即ち最近三年間に就て見るに、輸出に於て明治三十一年には千二百餘萬圓のもの、三十二年には千餘萬圓と爲り、三十三年には千餘萬圓と爲りたるが如き、亦輸入に於ては三十一年には千六百餘萬圓なりしもの、三十二年には千四百餘萬圓と爲り、三十三年には千三百餘萬圓なりしもの三十四年には九百七十萬圓と爲りたるが如き、亦敢て疑を要せざるなり。這は單に外國貿易のみの觀察なるが、若し夫れ内外貿易を通過するときは、當に減退せざるのみならず、寧ろ其増進せることを知るべし。即ち三十二年に於て三千七百九十萬圓なりしもの、二十三年には三千七百二十七萬圓と爲り、三十四年に於ては所謂政府事業繰延の影響は、幾分か臺灣を襲ひ、爲めに多少の不振を來したりと雖も、尙且三千九百四十二萬圓、多額に達し、大体に於て増進の勢あるは、明かに數字の指示する所、殊に注目すべきは内地貿易の進歩にして、試に三十三年の貿易額を以て、三十一年に比較せば、實に三割五分の増進を表せり。果して然らば、臺灣外國貿易の減退は決して憂慮すべき現象にあらずして、所謂貿易通路の變轉に因りたる自然の數なることを知らざるべからず。然りと雖も、悲觀論者は曰く、斯の年々の輸入超過を如何せんと。

而かも吾人の所見を以てせば、臺灣の輸入超過は、寧ろ慶賀せんとするものなり。何となれば、其輸入超過の品種は、概して第一類品に屬するものなればなり。今や臺灣は成長時代に屬す。故に吾人は能く食ひ、能く成長せむことを希望す。其今日に於て、一時の變調を見る、何ぞ之を怪に足らむや。

次に論すべきは、樟腦專賣の事業とす。蓋し臺灣樟腦專賣事業に於て、昨年度の純収入の減少したるは、素より事實に相違なし。然れども此収入の減少を以て、直に專賣事業の失敗を絶叫するが如きは、實に其言議の無責任なるに一驚を喚せざるを得ず。曩きに吾人が赴任の當時、斯業の狀況を一瞥するに、製造者、販賣者共に濫製、濫賣、全く自滅の境遇にありて、實に臺灣千歲無盡の富源も、一朝荒廢に歸せんとしつゝありき。吾人大に之を憂ひ、遂に斯の專賣法を案出する次第なり。換言せば明治三十一年專賣法施行前の樟腦價格は、實に百斤僅かに四十圓内外に過ぎざりしが、本法の施行後は一躍八十五圓に昂騰するに至れり。初め本法施行に際し、内地樟腦の産額に就き、農商務省と協議する所ありしに、同省の調査に依れば、内地産額一ヶ年約五十萬斤を出でず、去れば内地産額の臺灣樟腦專賣に影響するが如きことは、萬々是れなかるべし。假令これありたりとするも、其時に際し、相當なる所置を探る、亦決して遅からざるべしと。是れ即ち臺灣のみに本法を施行せる所以なり。然るに臺灣に於て、本法施行後、俄かに樟腦價格の上騰を來すや、内地の當業者は或は官林原野拂下の運動となり、或は先年伐採の古株採掘と爲り、或は民林の濫伐となり、盛むに是れが製造に努めたるが

故に、曩きに五十萬斤と見積りたる樟腦は、無慮百五十萬斤を産出するに至れり。茲に於てか斯の生産過剰の結果は、突如として樟腦價格を六十圓臺に大下落を爲さしめたり。臺灣總督府の純収入の減少せる、實に是れに素因するものにして、詳言せば(第一)内地樟腦の産額増加の爲め、價格の下落を招きたるに(第二)其價格を維持するが爲めに、其製造額を減少したるに外ならず。然るに之を目して失敗と稱す。果して其當を得たるものなるや否や、是れ吾人の敢て湖野の公平なる批評を仰がむと欲する所以なり。且夫れ臺灣に於ては、其樟腦價格の下落五十圓に至るも、敢て此の專賣事業の收支相償はざるが如きことなし。然りと雖も内地の當業者は斯の如き安價にては、到底堪ゆる所にあらずべし。去れば有識なる當業者は、早く茲に着眼する所あり。現に昨年樟腦專賣建議案の議會に提出せられたるも、全く其精神の所在を知るに足るべし。然るに一派の論者は、臺灣樟腦專賣事業失敗の爲め、總督府は内地樟腦の專賣を企てむとするものなりと批難す。之に對し吾人は敢て謂はむ、内地樟腦の專賣は、斯業者にとりて果して不利なるか、將又内地にとりて不利なるか、斯の共通專賣は斯業者に於ても、内地に於ても、將又臺灣に於ても、當に損失なきのみならず、實に多大の利益を獲得するものなることを、換言せば世界樟腦需要額の五分の四を供給しつゝある我が帝國は、全く此の價格をば左右し得ること。況んや方今宇内の大勢は漸次モノポリーに傾きつゝあるに於てをや。

吾人は序に今回の臺灣行政改革に就て一言を加へむ。明治三

十五年度豫算を以て、三十四年度の豫算に比すれば、總督府費に於て十四萬九千餘圓を増加し、地方廳費に於て三十二萬七千餘圓を減少せり。即ち其差引減少超過額約十七萬八千餘圓を見たり。是れ實に行政改革の結果として、剩餘額なり。而して此の改革の結果、三級行政は二級と爲り、官吏の非免廢官となりたるもの五百八十八人、嗚呼吾人豈好むで斯の如き官海の動搖を來すことを望まむや。當に好まざるのみならず、情に於て忍ぶ所あらむや。是れ實に臺政の前途を思へばなり。

今や吾人は過去及び現在の臺灣經營の事績を論結するに際し、重んじて謂はむと欲す。領有以來僅かに八閏年、而かも國庫を煩はすこと二千四百八十六萬圓、就中純然たる行政費七百八十八萬圓、而して當初僅かに三百餘萬圓に過ぎざりし歳入をば、八閏年の今日に於て、千六百餘萬圓の巨額を見るが如き好成績を擧げたるの殖民地、世界中果して何處にかある。視よ彼の千八百八十一年以來、漸を以て領有せる佛領印度支那の如き、失敗に失敗を重ねること爾來三十年、千八百九十一年ラチツン總督赴任の後、漸く其治績を擧げ、今や印度支那は佛領模範殖民地となるに至れり。過去及び現在の臺灣既に上記の如き効績を見たり。吾人の更に新計畫即ち第二期事業公債募集の計を案じ、大に新領土千歲の大計を樹立せんとするもの、豈に夫れ偶然ならむや。

夫れ第二期の事業を論せむと欲せば、勢ひ第一期の事業に溯らざるべからず。抑も第一期の事業は、鐵道敷設、土地調査、基隆築港の三大事業と、外に官舎及び監獄署の新營なりとす。

感ぜざるを得ず。然らば之を避くるか爲めには、是非共斯の大租權を買收せざるべからず。其買收費額如何と云ふに、如何に安く見積るも、千二百萬圓を要す。然りと雖も之に依りて得る所の収入は僅々二百萬圓に過ぎざるか如し。斯かる事情の下に於て、大租權の買收は毫も損失なきのみならず、情の買收費に帝國の秩祿公債を以て充つることには、士人は我公債を所有すること、其公債價格の昇低、信用の確不確は直に彼等の利害に重大の關係を生ずることなるを以て、勢ひ帝國と休戚を均ふせざるべからざるに至るべし。是れ即ち公債の交附は、帝國と臺灣士民との連結する關鍵なり。其の收入は今日に比し多大の増加を來す疑を容れざるなり。蓋し吾人の算數を以てせば、三十七年には百萬圓に過ぎざるも、三十八年には二百萬圓に達し、以後斯の増加の標準を繼續するものなり。是れ確かに大租權整理の結果たるを疑はず。斯くして斯の第二期公債事業費の元利償却費を、作成する重なる財源と爲すことを得るものなりとす。

(第三)基隆築港は、既に第一期事業として、進行しつゝあるもの、即ち三十二年に於て三十五萬圓、三十三年度に於て八十萬圓、三十四年度に於て又八十萬圓を支出し、三十五年度に於て更に五萬圓を支出せんと豫定せるもの、通計二百萬圓の總額なりき。然るに天變地異は大に斯の築港事業の進行を妨げ、第一期の事業は僅かに沿岸の浚渫を行ふに過ぎずして已みぬ。然るに基隆をして所謂臺灣の實を擧げしめむと欲せば、宜しく進むで或は港内の暗礁も除破せざるべからず。或

然り而して、今回の第二期事業とは、(第一)土地調査、(第二)大租權買收、(第三)基隆築港、(第四)淡水打狗築港、(第五)道路改修等なり。請ふ之を論せしめよ。

(第一)土地調査は、既に第一期事業に於て、着々進行しつゝあるものにして、三十二年に於て五十萬圓、三十三年度に於て六十一萬圓、三十四年度に於て四十萬圓を支出し、更に三十五年度に於ては百萬圓を支出せんと豫算せり。即ち通計三百萬圓を以て、當時完成を期せしものにてありき。然るに三十二年以降、着々調査に従ひ、今や漸く臺北全部を終り、進んで臺中の幾部分に及びたるに、始め總督府の斯の調査に際し、其基本として専ら劉銘傳氏時代の臺帳に據りしに、其臺帳の不完全なりし爲め、實地丈量の結果は、著しく地積の膨脹を見るに至り。殊に臺南地方に於ては、豫定丈量の地積に超ゆること、殆んど六割に當ることを發見せり。是れ第二期事業として、總額二百四十萬圓を要する次第にして、明年度に於て年割額六十萬圓を豫算せる所以なり。夫れ豫算に異動を生ずるは、概して不可なりと雖も、而かも吾人は斯の如き異算は、寧ろ喜ばずむばならず。

(第二)大租權買收は、土地の調査を完成したる曉、必ず實行せざるべからざるものなり。抑も大租權とは、内地に類例なき人民相互間に行はるゝ一種の地代にして、一口に就き、(我一町歩)約八十(支那石量)即ち我が三石餘に相當するものなり。斯の一種の地代が、全島の耕地に悉く附屬せば、別に複雑を極むることなしと雖も、附屬するもの、然らざるものと混淆しあるが故に、租税を賦課する上に於て、頗る困難を

は防波堤も建築せざるべからず。即ち第二期の事業費總額千三百七十一萬圓を要求し、明年度に於て六十萬圓を豫算せる所以なり。然るに議會に於ては、豫算の形式、前例に背反するものとの議論起り、端なく世上の疑惑を招き、之に乗じて種々の嫉妬、讒誣を爲すものあるに至りたるを以て、虚構の風説を傳ふるに至りたるか、有識なる多數代議士の盡力に依り、十六萬圓の官舎營繕費を繰延べて、四十四萬圓と爲し、原案の通過を見、事業の進行を妨げざるに至りたり。

(第四)淡水打狗築港は、全く第二期の新事業として、計畫せられたるものなり。苟も足一と度び臺灣の地を踏みたるものは、此の事業に就ては、殆んど説明を要せざるべし。試みに淡水に就て云はむに、南清及び臺灣の土民毎に曰く、臺灣の厦門なるか、厦門の臺灣なるかと、這は即ち臺灣と厦門の密接なる關係を道破せるものにして、而かも厦門と臺灣を連絡するものは、殊に斯の淡水なることを知らざるべからず。淡水の築港は、積極的に之を見れば、臺灣唯一の最大高額の出入貨物あるもの、即ち一千五百萬圓、乃至二千萬圓の外國貿易港として、殊に狹義の清國貿易上より重要なものなり。又消極的に之を見れば、從來淡水川に堤防の施設なき爲め、一朝洪水に際せば、河水直ちに周圍に氾濫し、一面には下流に土砂を放流して、港口埋没の爲め、港内の浚渫と、堤防築造の急務なる所以なり。且又打狗築港は、之を内にしては、南部臺灣唯一の港灣として、又之を外にしては、外國貿易殊に南部支那の貿易港として、其施設の急を要することは、前者と殆んど軒輊する所なし。僅かに六百萬圓の支出、殊に九

ケ年間の繼續事業として、之を支出せんとするもの、思ふに天下亦異論あるべき道理なしと信ず。

(第五)道路改修は、臺灣交通の便を開くに於て、最も急務たるは勿論、全島の平穩を維持するに能はず。想ふに臺灣には殆んど道路なしと云ふて可なり。是を以て、若し夫れ一朝土民不穩の舉動を爲すに當りてや、之を鎮撫せん爲め、總督府は警察隊、憲兵、軍隊を派遣するも、充分必要なる行動を爲す能はず。却て匪徒の爲めに制御妨礙せらるゝことなきを保せず。是れ彼等は常に未開の道路を通行して、立働くに馴れたるに反し、我は文明的の坦々たる道路に於て、行動するに馴致したるを以て斯の障礙の爲め、常に失敗の多きは、自然の理數なりと云はざるべからず。夫れ斯の如くなるを以て、全島の平和を維持し、搗て加へて、殖産興業の發達を期せんと欲せば、斯の運輸交通の道路を開かざるべからず。土民は常に道路改修の如き事業を目して、是れ役所の利益たるものにして、決して我々の利害關する所にあらずと、等閑に附し居るが故に、總督府進んでこれか改進を爲さずば、假令百年は愚か千年を經過するも、容易に其開通を見る能はざるべし。是を以て其改修費二百十九萬圓を豫算せる所以なり。

以上の所謂臺灣總督府第二期事業の年割額を一覽に便せん爲め、表示せば左の如し。

年度	土地調査費	基礎築港費	淡水打狗築港費	道路改修費	大租權買取費	合計
三十五年	200,000	200,000	—	—	—	400,000

三十六年	1,500,000	200,000	100,000	—	—	1,800,000
三十七年	2,000,000	1,500,000	100,000	—	—	3,600,000
三十八年	1,500,000	1,000,000	100,000	—	—	2,600,000
三十九年	1,500,000	1,000,000	100,000	—	—	2,600,000
四十年	1,500,000	1,000,000	100,000	—	—	2,600,000
四十一年	1,500,000	1,000,000	100,000	—	—	2,600,000
四十二年	1,500,000	1,000,000	100,000	—	—	2,600,000
四十三年	2,000,000	1,000,000	100,000	—	—	3,100,000
四十四年	1,000,000	1,000,000	100,000	—	—	2,100,000
合計	22,000,000	17,000,000	1,000,000	—	—	39,000,000

且つ夫れ吾人は今回行政改革の結果、剩し得たる經費の大部分を以て、殖産興業に投せんと欲す。而して製糖業獎勵は即ち其一なりとす。蓋し本年度の豫算に、新たに臺灣糖業及び獎勵費として、編入せるもの十九萬九千圓、固より糖業獎勵に就ては、其施設を要すべきもの、曰く臨時糖務局官制の發布、曰く糖務局の開設、曰く技術生の養成、曰く種苗の購入、曰く苗代の設置、曰く甘蔗試作場の設置、其他設備を要すべきもの、當に三四に止まらず、従つて上記の經費を以て、之が完成を期する能はざるは勿論なりと雖も、先づ其施設の一步に資せんとする所以なり。且又今回廢廳となりたる臺南、臺中二縣廳の如き、前者は既に糖務局設置の爲め、其儘に充つることなし、後者は土地調査事業遂行の結果、更らに臺中に於て、別に出張所設置の必要あるを以て、即ち之を使用することなし。今や土地調査局の一隊六百人は、既に北部臺灣の調査を終へ、漸次中部に移りつゝあり。想ふに灣中調査事業、亦北部の調査に譲らざるの成績を以て、完了を見

るに至るべきは、今より信じて疑はざる所なり。見よ前記の如く、節減經費をば、更らに積極的生產事業に轉用せるか如き、或は廢廳二縣の利用の如き、吾人は茲に之を言明するの、必ずしも天下有識の一顧に値ひせざるにあらざるべきを信ず。

夫れ發達せる行政、殊に最近時の發達せる行政は、行政の上物理化學等諸科學の連結を計らざるべからず。而して這是殖民行政に於て、殊に其著しきを見る。既往の臺灣行政施設、就中遠き過去の臺灣行政施設の、一に空漠たる抽象的論據に依りて案出せられたるに反し、吾人の赴任以來、臺灣の行政施設は、一事一物其實態に應し、之に最近發達せる科學を應用するに努めたるか如きは、特に大方の一顧に値すべきを信ず。即ち夫の糖業に於ける機械應用の如きは、其著しき者。其他幾多の施設皆然らざるはなし。而かも尙吾人は之を以て満足せず、屢々技師其他民政各局の事務官を各地に派遣して、或は殖民制度に、或は殖民行政に就き、只管先進諸國の現況を觀察せしむるが如き、是れ過去殊に遠き過去の臺灣行政と、聊か其撰を異にするもの、是れ實に上は、御一人の御信任に對し、下は臺灣三百萬の蒼生の爲め、掬躬盡瘁する所以と知らずや。

抑も行政は、或は時により、或は所により、變通自在ならざるべからず。殊に殖民行政に於て、其甚しきものあるを見る。アルサス、ロントンの統治策、必ずしも之を青島に試むるを得ず。印度の統治策、又必ずしも香港に施すことを得ず。若し夫れ前世紀乃至、前々世紀の佛國殖民政策の如き、或は西

班牙政府の對領地政策の如き、之を二十世紀の今日に於て、襲踏を容れざるは、何人も認むるに吝ならざる所なり。然るに我母國々民の新領臺灣に對する現下の趨勢を察するは、或は曰く政府の行動は憲法違反なり、宜しく之を矯正せざるべからず。或曰く總督は餘りに廣大なる權力を有す。今少しく之を緊縮せざるべからず。或は曰く此の連年の國庫補充金の多額を要するを如何せん。宜しく治臺の方針を一變せざるべからず。殖民的思想に全然缺乏せるに拘はらず、斯の如き無責任の言動を敢てし、恬として顧みざるに至りては、我國千歲の大計を誤るもの、豈に之を冷淡默許に附すべけんや。

吾人は茲に大に帝國々民の精讀を煩はし、併せて當局者施政の參考に供せられんとを希望するものあり。何ぞや曰く、即ち左に掲ぐる米國經濟協會の決議是れなり。想ふに斯の如き協會の決議ありてこそ、當局者も其批評に満足し、局外者も亦有益なる決議の要旨に同情を寄するなるべし。而して獨り吾人の大に遺憾に堪へざるは、右經濟協會が殖民地狀態を調査するに當り、凡ねく世界各處に涉りて、其材料を蒐集し、英の威海衛、獨の膠州灣に於ける狀態も、猶能く調査の材料に容れるたるも、獨り我新領土臺灣の狀態は、其項目中に容れざりしと是れなり。臺灣は純然たる殖民地たるや否やは別問題として、苟くも威海衛膠州灣を調査の材料に容るゝに至り、獨り我臺灣のみ取除けらるゝこと、以て歐米列國の我邦を見る、如何の程度にあるかを察知するに足らむ。其殖民地調査委員會報告書左の如し。

米國經濟協會第十一年會に於ては、殖民地調査委員會を設

立し、左の人士を以て該委員を組織したり。

委員長 ジェレミア、ダブルユー、ジエンクス

委員 チャールス、エス、ハミルトン

同 エドウ非ン、アール、エー、セリグマン

同 アルバート、シャウ

同 イー、エツチ、ストロベル

委員ストロベル教授は、歐州旅行中にて、委員會に欠席せられしを以て、教授を除き他の四名にて記名す。

我委員會は諸殖民地中、近世文明の主義に則り、漸次模範と爲すべきものに就き、其財政の制度、及び其經濟界状態の調査を基として、我合衆國に新附せる新領土の施政に適用すべき公則を案出し、以て試みに當路者の參考に供せんとす。委員以外にも、亦諸種殖民地の報道を、本會に寄贈するを承諾せる人士尠ならず。又佛、獨、西印度、南阿、埃及、其他絶東殖民地等の殖民地會計制度に關する關係書類等も、受領の運びに至りたり。

研究の結果として、爰に下條の意見を提出す。條中或は我合衆國殖民施設に補益すべきものあらむ乎。

(第一條) 各殖民地の財政は、特に殖民地の公益と發達とのみに供し、之を母國の利益に供すべからざることを。

(第二條) 世界各地に散在する數多殖民地に適用するに、一定の會計細則を以てすべからず。各殖民地は殖民固有の情態に従ひ、適宜の制度を設くべきこと。

(第三條) 各殖民地は財政上成るべく自立すべし。但し母國は能く殖民地の信用を維持するに勉むべし。換言せば異

日回收の目的を以て、資金を投入し、殖民地の財政を助くることあるべし。

(第四條) 民力未だ發達せずして、鐵道、運河、電信等の事業を完成する能はざるの殖民地に於ては、之を民間の會社に委せずして、政府自ら斯等改進の事業に任ずるを可とす。

(第五條) 財源の選擇は殖民地に於ける經濟、並びに社會の状態を斟酌して、之を決定するを可とす。

(第六條) 殖民地の形勢、獨り其發達を外國貿易に仰ぐが如きものに於ては、輸入税は必ず之を輕減せざるべからず。或は全く關稅を免除するも可なり。

(第七條) (一) 財源未だ確定せざるの殖民地は、財源を内地に求むるを可とす。又輸入品と雖も、内地税を課する貨物と同性質なるときは、其價格をして内地品と均一ならしむる爲め、相當の税を課せざるべからず。(二) 酒類、阿片、米等、一般人民の消費する物品に對しては、素より内地税を課するを可とし、又砂糖、煙草、麻等の如き特種の産物を有する殖民地に於ては、製造會社若くは同一種類の物品に税を課するを可とす。(三) 特別の場合に於て、殖民地の輸出品に對する輸出税を課するは、合衆國憲法に違反せるものと假定し、斯の如き特産物に限り、低廉なる輸出税を課するの不利なるや否やは、實に一種の問題と云ふべし。

(第八條) 地方消費の物品に消費税を課するは、得策にあらず。凡て地方の収入は重に所有地營業免許料等、其他之と同性質の税に依るべし。

を保持するに必要の條項なり。帝國も必ず斯の如き考慮と、襟度とを有せざるべからず。然るに世人の新領土に對する苛酷なる批評を見ずや。領有後數年も経る中に、早くも臺灣より利益を收得せんと期待し、而して豫期の如き利益を獲得する能はざれば、直ちに之を厄介視して、放棄せんとするものあるに至る。何ぞ其短慮にして、目前の成功を期するの急なるべからず。此等の論者先づ此の第一條に就て、深く考察する所なるべし。

(第九條) 出來得べき場合にありては、稅務に關する事柄に於ては、土人を官吏に使用するを可とす。但合衆國政府の政務に適合することを確めたる上たることは論を俟たず。

(第十條) 農工業の状態、猶未だ近代開化の程度に達せざるの殖民地にありては、過渡の時代に限り、可成舊來の習俗を繼續せしむるを可とす。假令ば納稅受負制度(特に土着酋長等に於て)の如き、實施し得らるゝ限りは、之を保存するを可とす。

(第十一條) 何地を問はず、合衆國所領地に於て、收稅の事務を執行するは文官を以て之に當らしむべし。但文官が敏腕清廉の士たるべきとは論を俟たざるなり。

(第十二條) 土人労働者不足なる殖民地に於て、外國労働者の渡來を許さんとするに當りては、精細に其利害を攻究したる上之を執行すべし。合衆國に於ては支那人労働者を排除するを得策と爲すも、比律賓島に於ては、同人種を排除するは爲し得べからざるものとたるべし。

想ふに調査報告を通讀せば、殖民事業に對する米國識者の議論が、今日如何に決定せられ居るかを知るに足らむ。固とよ

り時の場合に依りて、其主義政策に幾分の變更なきを得ず。他外國の施設する所、必ずしも帝國が悉く之に準據するを要せずと雖も、而かも右米國經濟協會が議定せる各條目に就て

は、大に我新領土政策に對して、實際的參考たらずむばあら

ず。乞ふ吾人をして之を論評せしめよ。

第一條の決議は、大國民の殖民方針として、母國々民の品位

を保持するに必要の條項なり。帝國も必ず斯の如き考慮と、襟度とを有せざるべからず。然るに世人の新領土に對する苛酷なる批評を見ずや。領有後數年も経る中に、早くも臺灣より利益を收得せんと期待し、而して豫期の如き利益を獲得する能はざれば、直ちに之を厄介視して、放棄せんとするものあるに至る。何ぞ其短慮にして、目前の成功を期するの急なるべからず。此等の論者先づ此の第一條に就て、深く考察する所なるべし。

第二條は最も朝野の注意を要せんと欲す。世人動もすれば、新領土の會計を以て、母國と一律の下に置かむとするが如き僻見に陥れり。是れ新領土經營の何物たるを知らざるの致す所に於て、苟も一新機軸を出だして、新領土統治の任に當らむと欲する者、斯の如きの僻見に陥るべからず。吾人が大に朝野の注意を乞はむとするの實に茲にあり。

第三條の趣意に至りては、帝國々民殆んど顔色なかるべし。嚮きに臺灣當局者が同島開拓の必要より、所謂二十年計畫なるものを提出し、第十三議會に於て之を協賛を経たり。斯の計畫は既に前記の如く、好成绩を得、古今東西各國の殖民地に於て、多く其類例を見る能はざる所たるにも拘はらず、邦人の最短所たる、殖民思想の幼稚なるか爲め、此の争ふべからざる事實に對し、往々批難を試むる者あり。深く鑑みざるべし。

第四條以下に於ても、臺灣統治上の參考と爲すべきものあるは勿論、新領土の殖民政策を評せむと欲する者に對し、好個の參考資料たるべし。特に第七條の第三に於て、殖民地の輸

入税は必ず之を輕減せざるべからず。或は全く關稅を免除するも可なり。

出品に輸出税を課するは、合衆國の憲法に違反する所なれども、實際の利害に於ては、深く之を講究して、猶課税するの必要あるべしと論定したるが如き、殖民地の事情によりては、強いて本國の憲法に準據し、徒らに其名義に拘泥して、實際の利害を喪失する勿らむことを示せる好指針たるべし。

第十二條は、世人の知る如く、米國は支那労働者に對し、排斥の盛むる國柄なるに拘はらず、比律賓諸島に支那労働者の輸入を必要なりと認め、之を許可せしむるもの、如し。斯の如く米國朝野の有識者は、本國と同一律の下に殖民地若くは屬領地を統治するの不可なるを認定したり。見るべし、他の踴躍徒らに守株膠柱して、時勢の進運に伴ふを知らず。日上三竿始めて鐘聲に驚き惶惑爲す所を知らざるの愚に陥るが如きは、歐米の殖民事業に經驗を有するもの、決して爲さざる所、帝國々民たるもの、以上の各條に就て、深思熟考せば、必ずや思ひ半ばに過ぐるものあらむ。

之を要するに臺灣經營の治績、顯著なる過去現在斯の如し。吾人の更らに第二期事業公債の計を案じ、以て積極的臺灣千歳の基礎を確立せんとするもの、豈に偶然ならむや。是れ實に吾人の權利にして、亦義務なりと云ふことを得べし。若し夫れ辯を好むものありとするも、何處に批難の餘地かある。吾人は最早多言せざるべし。一言以て之を覆ふ。曰の母國々民たるもの、須らく内は國運の發展に鑑み、外は宇内の大勢を達觀し、虚心坦懷、所謂臺垣第二期事業公債計畫に對し、冷靜なる批判を仰ぐを禁ずる能はず。

對清貿易私見

法學博士 添田壽一

夫れ清國は其面積全歐洲よりも廣大、其人口は四億以上を占め、其物産の豊富、而して其勞銀の低廉なること、世界中稀に見る所なり。然るに我日本は其面積頗る狭小、其人口は面積に割當つれば、地方によりては清國より稠密なる所なきにあらざるも、僅かに四千餘萬人にして、清國の十分の一に過ぎず。實に極東に偏在する彈丸黒子の如き小國なることは、茲に詳説するを要せざるなり。

彼我兩國の狀態、既に斯の如く相違する者あるに於ては、其國是とする方針も、亦各自殊別する所なかるべからず。果して然らば、吾人は斷言す。清國の國是は農業立國にありて、日本は商工業に重きを置かざるを得ざることを。既に斯の國是にして、定まらば、斷然茲に其方針を確定し、國民たるもの、須らく之に遵據して、邁往勇進大に經營畫策する所なるべからず。若し夫れ一時の小問題に全力を傾注して、齷齪日も尙足らざるが如き陋態を演じ、一部の小利害に拘泥して、邊巡躊躇其解決に苦惱するの餘り、事の本末輕重を顛倒するが如きは、却つて對清貿易の針路を過り、遂に我國の將來を誤るの虞なきを保せず。故に小利害小問題は宜しく度外に置き、根本の大方針を確定し、以て清國に對する貿易擴張を圖るは、現下焦眉の急務たるのみならず、唯一の政策なりと云はざるべからず。

既に斯の根本の政策にして、是認せらるゝに於ては、朝野協心戮力、着々其實行に努めざるべからず。然り而して、其實行の方法としては種々あるべしと雖も、要するに清國との關稅問題に於ては、相互主義を採用し、勉めて清國の農産物を歡迎すると同時に、清國をして我工業品を優待せしめ、其需要を促進し、以て其輸出を旺盛ならしむるの方針を採らざるべからず。去れど清國人は到底日本人の胸算により、村度すべからざる勤儉勉強の性質を有するを以て、決して奢侈品を需要するものにあらず。故に我商品を彼國市場に賣込まんとするには、須らく斯の事情を斟酌考覈し、以て日用必需品を主とするにあらざれば、巨利を博し難きやも知るべからず。

今日我商品を彼國市場に賣込まんとするに當りては、我商人自身の取扱に屬するもの甚だ尠なく、多くは清國商人の手を假りて輸出するものたるは疑ふべからざる事實なれば、強て本邦人の手にて、直接輸出することのみを期せざるべからず。

由來清國との通商上、諸種の困難障礙の蟠まるありと雖も、其最たるものを擧ぐれば、大略左の四項に歸着するが如し。

(第一) 清國內地に於ける釐金制度は、其通商の發達を阻碍するものなりと云はざるべからず。何となれば斯の制度は、到る所貨物の通路に向つて、釐金局を設置し、薄給に苦しみ、賄賂によりて生活する官吏を出張せしめ、其通行貨物に對し、重税を課するが故に、商品の價格を不廉ならしめ、且商人は其課税を免れんと欲し、曲折迂回、山間を通過し、貨物を輸送するを以て、爲めに時日を空費し、商機を誤るのみならず、

運搬費の多額を來し、其商業の發達を阻害するの多大なる、殆んど豫想すべからざるものあり。

(第二) 貨幣の不統一は、其商取引をして、尠なからざる不便不利に陥らしむ、夫れ清國の兩銀は、各地方に於て、其分量、價格、稱呼を異にするものなるを以て、外商が貨物を販賣し、其代金を受取るに當りては、一々買辨を使用せざる限りは、種々なる困難損害に逢遇せざるを得ず。

(第三) 度量衡の制度も、亦貨幣制度と同じく、各地方により頗る區々にして、一定せざるが故に、其結果は商取引に多大の妨害を與へて、商人に損失を蒙らしむるが如きこと、往々にして之れあり。

(第四) 土匪草賊到る所に出沒隱見し、通商上最も危険及び不安の念を去らしむること能はず。

斯の如く上記の諸點は、最も清國商業の發達進歩を阻礙するの甚だしきものなれば、須らく清國政府と交渉妥協して、其弊を掃除するに努めざるべからず。

清國との通商上、獨り以上の如き惡弊障礙の存在するのみならず、我商人は歐米各國の商人と、互に競争せざるべからざるの困難に遭遇せざるを得ず。然れども是れ決して恐るゝに足らざるなり。其故如何となれば、我國人の清國に於ける關係は、右等歐米各國人の清國に對する關係に比し、種々の點に於て、其便利々益を享有するを以てなり。即ち清國人は我國人と同種同文の民族なるのみならず、其衣食住、風俗習慣は或點に於て、相似たるものあるを以て、彼我兩國の需要品は、粗ぼ相適應し、相融通するを得るもの多し。加之地理上